

令和7年度 奈良県内企業魅力発見事業業務委託仕様書

1. 業務目的

奈良県では、急激な人口減少や高齢化が進み、総人口に占める生産年齢人口の割合が減少し続け、慢性的な人手不足が深刻な課題となっている。若手の人材不足を解消する貴重な戦力として、高校卒人材に目を向ける企業が増えているが、高校生と県内企業の接点は非常に少なく、貴重な人材が県外へ流出している。

そこで、本事業により、県内の企業が、次世代の担い手である高校生の企業訪問を受け入れることで、自社の魅力を発信する機会を創出する。加えて、高校生等が県内企業を見学することで、自身の適性や仕事についての理解を深め、早期離職の防止を図るほか、県内企業の魅力の体感を通じ、県内就職を促進する。

2. 委託業務名

令和7年度 奈良県内企業魅力発見事業業務委託

3. 委託期間

契約を締結した日から令和8年3月27日（金）まで

4. バスツアーの概要

(1) 内容

県内の高等学校1、2年生と保護者および教職員を対象に、県内企業を訪問するバスツアーを実施する。

(2) 実施日

令和7年11月から令和8年3月の県が指定する日（(3)の(ウ)のとおり）とする。

(3) コース設定等について

(ア) 実施内容

バス1台（定員45人程度）で、1日に2～3社訪問する。

1社あたりの滞在時間は、90分～120分程度とする。

県内の高等学校の学校単位で実施する「学校参加型」7校16コース、高等学校1、2年生と保護者からの参加を募る「公募参加型」2コースの合計18コース、訪問企業数は、40社（重複あり）で実施する。なお公募参加型の参加者は、県が募集する。

(イ) 訪問先の企業について

県内に事業所がある企業で、公募により高校生の訪問受入れを希望した企業、高等学校から訪問希望があった企業の中から、高等学校や企業と調整の上、県が決定した企業。

(ウ) バスツアー実施スケジュール等

	参加型	行 程	実施予定日	参加 予定数
1	宇陀高等学校	学校(宇陀市榛原)→旭製粉(株)(桜井市大字上之宮)→(株)イムラ(葛城市柿本)→学校(宇陀市榛原)	3月16日	20
2	王寺工業高等学校	学校(王寺町本町)→(株)ヒラノテクシード(河合町川合)→(株)MSTコーポレーション(生駒市北田原町)→学校(王寺町本町)	12月5日	26
3	王寺工業高等学校	学校(王寺町本町)→大和ハウス工業(株)(敷地内協力会社3社)(奈良市西九条町)→(株)日阪製作所(生駒市高山町)→学校(王寺町本町)	12月5日	26
4	王寺工業高等学校	学校(王寺町本町)→ニッタ(株)(大和郡山市池沢町)→河村繊維(株)(大和高田市野口)→学校(王寺町本町)	1月27日	31
5	王寺工業高等学校	学校(王寺町本町)→大徳食品(株)(大和郡山市西町)→(株)きんでん高田営業所(葛城市東室)→学校(王寺町本町)	1月29日	30
6	商業高等学校	学校(桜井市河西)→(株)桶谷ホールディングス(奈良市東九条町)→(株)ワールド・ヘリテイジ(奈良市四条大路)→学校(桜井市河西)	12月15日	30
7	御所実業高等学校	学校(御所市玉手)→(株)MSTコーポレーション(生駒市北田原町)→(株)ヒラノテクシード(河合町川合)→学校(御所市玉手)	1月29日	26
8	御所実業高等学校	学校(御所市玉手)→(株)ヒラノテクシード(河合町川合)→(株)MSTコーポレーション(生駒市北田原町)→学校(御所市玉手)	1月29日	26
9	御所実業高等学校	学校(御所市玉手)→村本道路(株)(広陵町大字平尾)→(株)清川組(王寺町畠田)→学校(御所市玉手)	1月19日	34
10	御所実業高等学校	学校(御所市玉手)→金陽製菓(株)(五條市住川町)→(株)サンロード(橿原市四条町)→学校(御所市玉手)	2月2日	29
11	御所実業高等学校	学校(御所市玉手)→(株)きんでん高田営業所(葛城市東室)→(株)丸島アクアシステム(大和郡山市丹後庄町)→学校(御所市玉手)	1月13日	26
12	御所実業高等学校	学校(御所市玉手)→(株)奈良大果(大和郡山市筒井町)→田村薬品工業(株)(御所市西寺田)→学校(御所市玉手)	1月23日	37
13	高田商業高等学校	学校(大和高田市材木町)→大峰堂薬品工業(株)(五條市住川町)→(株)中西製作所(大和郡山市今国府町)→ニッタ(株)(大和郡山市池沢町)→学校(大和高田市材木町)	3月23日	32
14	山辺高等学校	学校(奈良市都祁友田町)→奈良積水(株)(大和郡山市今国府町)→(株)ワールド・ヘリテイジ(奈良市四条大路)→学校(奈良市都祁友田町)	11月14日	17

15	奈良商工高等学校	学校(奈良市柏木町)→(株)レイズエンジニアリング(五條市住川町)→(株)丸島アクアシステム(大和郡山市丹後庄町)→学校(奈良市柏木町)	12月9日	30
16	奈良商工高等学校	学校(奈良市柏木町)→奈良交通(株)(大和郡山市白土町)→大徳食品(株)(大和郡山市西町)→(株)ダイドー(生駒市北田原町)→学校(奈良市柏木町)	2月25日	30
17	公募参加型 A	近鉄奈良駅(奈良市)→(株)飯塚製作所(奈良市都祁馬場町)→(株)関西鳶(田原本町唐古)→フジトランスポート(株)(奈良市北之庄町)→近鉄奈良駅(奈良市)	3月4日	30
18	公募参加型 B	近鉄大和八木駅(橿原市)→(株)伸和鉄工所(御所市城山台)→(株)中和コンストラクション(桜井市桜井)→西垣林業(株)(桜井市大字戒重)→近鉄大和八木駅(橿原市)	3月4日	30
	合計	40社(重複あり)	18コース	510

※参加者数は多少前後します。また、原則として、参加者と別に奈良県の職員が同行します。

5. 業務内容

(1) 業務概要

受託者は、以下の本事業にかかる一連の業務を全て行うこと。

- ・訪問先企業や高等学校や県との調整
- ・バスツアーの運営
- ・アンケートの実施及び集計
- ・見学の様子の写真撮影
- ・当日の概要報告等

(2) 事前準備

(ア) バスツアーの内容調整

県があらかじめ決めた訪問先企業及び高等学校(学校参加型のみ)と事前に必要な調整を行うこと。

※なお、公募参加型の参加者に対しては県が必要な調整を行う。

(イ) 添乗員の手配

バスツアーを安全かつ円滑に実施するための添乗員を手配し、当日のバスツアーに随行し、安全管理等や企業への引率を行わせること。添乗員の人数は、参加者数、バスの台数、訪問先企業の見学ルート等に見合った人数を確保すること。また、事前に訪問先企業と打合せを行い、添乗員の役割、バスツアーの運営体制、安全管理対策等について情報共有すること。

(ウ) 交通の手配、運行

運行に係る業務では、道路運送法第4条の許可を受けた事業者が行うように手配する。(ただし、受託業者が道路運送法第4条の許可を受けている場合はその限りではない。) 出発地から企業、企業から帰着地まで効率的なコースを設定する。県内の移動は専用の運転手付きバス車両によることとし、円滑な移動ができるよう通行許可など必要な手配、運行を行うこと。ただし、バス車両の手配が困難な場合は、代替手段(ジャンボタクシー等)での実施も可とする。なお、昼食は、各参

加者が持参したものを、訪問先企業の提供場所で摂るため、その時間を考慮すること。また、訪問先企業から場所の提供が受けられない場合は、県と協議して、近隣の施設（道の駅等）に立ち寄り、駐車中の車内で昼食を摂る等の手段を検討すること。

進入経路、駐停車及び乗降の場所等についても、訪問先企業と必要な調整を行うこと。

実施日の概ね30日前までに行程表を作成し、県に提出すること。

なお、運行手段またはバスのサイズ変更があった場合は、実績に応じて精算するものとする。

(エ) 参加者の保険の加入

バスツアー中の万が一の事故に対応するための国内旅行傷害保険への加入等、万全な安全対策を講じること。保険の内容は、死亡（概ね1,000万円以上のもの）・後遺障害、入院・通院、第三者、見学先企業への賠償責任等をカバーするものとする。

保険料は、バスツアー開始までに、県が委託事業者へ4（3）（ウ）に定める人数に相当する金額を概算で支払うものとする。なお、受託事業者は、参加人数の実績で精算するものとする。

(3) バスツアー当日の運営

(ア) 円滑なバスツアーの運営

参加者数、バスの台数、訪問先企業の見学ルート等に見合った人数を添乗員として確保すること。添乗員は、全行程の添乗、引率及び企業見学中の写真撮影等を行うほか、各コースの出発時刻と人数を、出発時速やかに県に報告し、併せて、訪問先企業にも到着予定時刻や人数を含む必要事項を連絡すること。

同日に複数コースを運行する場合は、参加者に乗車するバスが分かるように、コース名や行き先等を明記してバスの乗降口に掲示し、出発前に再度口頭でも、コースの確認をすること。

各コース終了後も、学校又は解散場所に到着し、バスツアーが終了したことを、県に報告すること。その他、バスツアー中の、学校や参加者、訪問先企業等との必要な調整を随時行うこと。

バスの出発前に参加者にシートベルトの着用を促し、参加者がシートベルトを着用していることを確認の上、出発すること。

乗務員に対して、制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令遵守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう徹底すること。

企業訪問開始前に、参加者に対して、①訪問の目的、②訪問先企業の概要、③見学コース、④見学ルール、⑤企業見学における注意事項等の説明を行うこと。

(イ) アンケートの実施

ツアー終了までに参加者へ県が作成したアンケートを配付し、記入の依頼を行い、最後に回収及び集計を行うこと。

(ウ) 写真の撮影

県がバスツアーの様子をSNSに掲載するための写真撮影を行う。

枚数は、1社につき10枚以上とし、バスツアー終了後7日以内に県にデータで提出する。なお、撮影に使用する機材消耗品等は、受託者の負担とする。

- ① 企業の外観写真
- ② 企業の活動の概要がわかる写真
- ③ 従業員が働いている様子の写真
- ④ 高校生が訪問している様子がわかる写真
- ⑤ 企業がSNSに掲載したい写真など

撮影にあたっては、企業からの指示を遵守するとともに、個人が特定されないように配慮すること。

(エ) 概要報告

バスツアー当日の様子を、簡単にまとめたものを、写真と共に提出すること。

- ① 訪問先企業での対応スケジュール
- ② 参加者の様子
- ③ 質疑応答の内容

6. 実績報告

受託者は、事業完了後10日以内または、3月27日までに4～5の項目の内容をまとめたものを実績報告として県に提出しなければならない。

7. 権利の帰属

この業務による成果物に係る権利はすべて奈良県に帰属するものとする。著作権人格権は行使しないものとする。受託者は成果物の保管に留意するものとし、成果物を県の許可なく他に公表してはならない。

8. 秘密の厳守

この事業により知り得た情報はこの事業の目的外に使用できないものとし、他に漏らしてはならない。これは契約期間終了後も同様とする。

9. 個人情報保護

この事業の実施に際して入手した個人情報の取扱については、(別紙1)「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

10. 公契約条例

別紙2「公契約条例に関する遵守事項(特定公契約以外用)」に記載する遵守事項を理解した上で受注すること。

11. 情報セキュリティ

別紙3「情報セキュリティに係る特記事項」に記載する遵守事項を理解した上で受注すること。

12. その他

悪天候等により、ツアーの安全が確保できないと県が判断した場合、ツアーは中止とし、県はその経費の負担はしないものとする。その場合、県は、原則前日までに受託者へ通知する。

なお、上記理由により中止したバスツアーを改めて実施する場合、それに要する費用については当初の契約額に含まれているものとする。

また、その他明らかに不要となった経費が発生した場合も、実績に応じて精算するものとする。

公募参加型コースについては、コースにより定員に満たないことがあった場合は、県は30日前までに適切な運行手段について受託者と協議する。なお、協議の結果により本委託契約の金額、内容を変更

することができるものとする。

受託者は、この仕様書に定めのないことについても、本事業の遂行に必要なことは、県と協議の上実施できるものとする。

本仕様書に記載のない事項又は不測の事態の対応等については、県及び受託者、両者協議の上決定する。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

情報セキュリティに係る特記事項

本業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。
特に下記の事項については留意すること。

(認定・認証制度の適用)

第 1 個人情報等を取り扱う場合、ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していることを明示すること。

(情報へのアクセス範囲等)

第 2 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること（どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること）。

(再委託先の情報セキュリティ)

第 3 再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていること（再委託先が ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証 を取得していること）を明示すること。

(情報セキュリティ事故発生時の対応)

第 4 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと。

(電子メール利用時の遵守事項)

第 5 インターネットメール送信時には、送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること。また、外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること。

(郵便等利用時の遵守事項)

第 6 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること。

(コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

第 7 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること。

2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用する OS やソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと。

(情報の持ち出し管理)

第 8 仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること。

(契約満了時のデータ消去)

第 9 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること。

(準拠法・裁判管轄)

第 10 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること。

(契約満了時のアカウント削除)

第 11 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること。